

## 野田市及び流山市と学校法人東京理科大学との 包括的な連携に関する協定書

野田市及び流山市（以下「両市」という。）と学校法人東京理科大学（以下「大学」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、両市と大学が包括的な連携のもと、人的資源の交流や物的資源の相互活用を行うことで、地域社会の発展と人材の育成を図り、相互の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両市と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して連携して取り組む。

- (1) 児童生徒の学校教育の連携に関すること。
- (2) 生涯学習の提供に関すること。
- (3) 地域の課題解決に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 施設の利用に関すること。
- (6) その他、市の施策の推進に関すること。

### （連携の推進）

第3条 両市と大学は、相互の連携を強化し、前条に掲げる連携事項を円滑に推進するため、それぞれの窓口を設置し、適宜連絡調整を行うとともに、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 両市と大学は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項（ただし、個人情報以外の事項であって、公知の事項は除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相互の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する1か月前までに、野田市、流山市又は大学のいずれからも特段の申出がないときは、本協定の有効期間は、3年間延長するものとし、以降もこの例によるものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、相互に協議の上、決定する。

2 本協定締結前に野田市と大学の間及び流山市と大学の間で締結した協定等については、引き続き効力を有する。

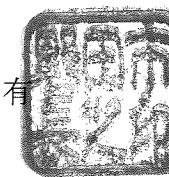
本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、両市と大学が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

千葉県野田市鶴奉7番地の1

野田市

野田市長 鈴木 有



千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市

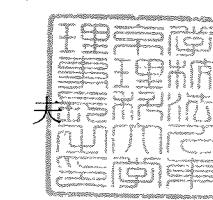
流山市長 井崎義治



東京都新宿区神楽坂1丁目3番地

学校法人 東京理科大学

理事長 本山和夫



東京理科大学

学長 松本洋一郎

